

(一) 路線名 四号
 (二) 路線名 四号
 (三) 路線名 四号
 (四) 路線名 四号

○経済産業省告示第二百三十八号
 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第一条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。
 令和三年十二月二十三日

| | |
|--|---|
| 1 次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少 | 経済産業大臣 萩生田光一 |
| 番号 金融機関名 | 所住 石川県金沢市南町一番一号 |
| 一 金沢信用金庫 | 岡山県備前市伊部千六百六十番地の七 |
| 二 備前日生信用金庫 | 岡山県備前市伊部千六百六十番地の七 |
| 3 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和四年一月一日から同年六月三十日までとする。 | 〇国土交通省告示第千五百四十三号 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項が指定する保険者が指定する保険者等を定める告示を改正する告示を次のように定める。 令和三年十二月二十三日 国土交通大臣 斎藤 鉄夫 | 船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示(平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号)の一部を次のように改正する。 | 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項が指定する保険者が指定する保険者等を定める告示を改正する告示(平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号)の一部を次のように改正する。 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 下「対象規定」というのは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、以下「改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。」 |
| 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者は、次のとおりとする。 一、(略) 七、ザ・ブリタニヤ・ステイム・シッピング・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ 八、(略) 八、(略) | 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者は、次のとおりとする。 一、(略) 七、ザ・ブリタニヤ・ステイム・シッピング・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ 八、(略) 八、(略) |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | 区間 | | 変更前 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備考 |
|--|--|---|---|--|----------------------------------|---|--|----------------------------|----------------------------|
| 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者は、次のとおりとする。 | 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者は、次のとおりとする。 | 内 甲府市富竹二丁目四九八番四地 甲府市富竹二丁目四九八番七 ら同市宝二丁目六五四番まで | 後 B A 二二・〇〇・一〇九・〇八 一〇・九九三 一〇・〇六六 | 前 B A 二七・五〇・一〇九・〇八 一〇・九九三 一〇・〇六六 | 二二・〇〇・一〇九・〇八 一〇・九九三 一〇・〇六六 | 六〇・七〇〇 一〇・九九三 一〇・〇六六 | メートル キロメートル メートル キロメートル メートル キロメートル | 〇〇・四四四 〇〇・九九三 〇〇・〇六六 | 〇〇・九九三 〇〇・〇六六 |
| (四) 国面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所 | (四) 国面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所 | 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 | 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 | 令和三年十二月二十三日 | 令和三年十二月二十三日 | 関係図A及びBは、上記A及びBは、 る敷地の区分をいする。 | 〇〇・二二〇 〇〇・二二〇 | 二二・〇〇・五二・〇〇 二二・〇〇・五二・〇〇 | 二二・〇〇・五二・〇〇 二二・〇〇・五二・〇〇 |
| 一 行使者の名称 岐阜県 | 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年中部地方整備局告示第百二号土岐都市計画道路事業 三・四・十二号妻木線 | 三 事業地 | 四 事業施行期間 自平成二十九年十二月二十五日至令和五年三月三十一日 | 中部地方整備局長 堀田 治 | 近畿地方整備局告示第二百三号 | 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。 | 〇〇・二二〇 〇〇・二二〇 | 二二・〇〇・五二・〇〇 二二・〇〇・五二・〇〇 | 二二・〇〇・五二・〇〇 二二・〇〇・五二・〇〇 |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和三年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十三日

東北地方整備局長 稲田 雅裕

○近畿地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和三年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十三日

近畿地方整備局長 東川 直正